

**令和6年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業
委託業務企画提案応募要領**

1 事業目的

本事業は、「沖縄県系移民の歴史」や「世界のウチナーンチュの日」等に関する学習の機会を提供することで、世界各地に広がる世界のウチナーネットワークの更なる継承と発展を図ることを目的としている。

2 委託業務の内容

- ① 内 容：令和6年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業委託業務仕様書参照
- ② 実施日：契約の日～令和7年2月28日
- ③ 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

3 契約期間

契約日～令和7年2月28日

4 事業予算額

7,538,000円（税込）

※上記金額を上限として提案すること。

5 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ③ 「世界のウチナーネットワーク」に関する業務委託実績及びこれに係るノウハウを有すること。
- ④ 県内に主たる事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- ⑤ 今回の委託業務を実施するため、正・副2人以上の専任担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- ⑥ 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりする。
 - ア. 共同企業体を代表する事業者が応募行うこと。
 - イ. 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格①及び②の要件を満たす者であること。
 - ウ. 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格③、④、⑤、の要件を満たす者であること。
 - エ.

6 応募方法

以下の書類を8部（正本1部、副本7部）作成し、**令和6年5月16日（木）正午**までに持参又は郵送（必着／配達記録が分かる方法に限る）で提出すること。

- ① 企画提案応募申請書：様式1
- ② 会社概要表：様式2
- ③ 実績書：様式3
- ④ 企画提案書：様式任意（原則としてA4横、左上1カ所留めとする。）
- ⑤ 積算書：様式4
- ⑥ 作業スケジュール表：様式任意
- ⑦ 執行体制：様式任意
- ⑧ 誓約書：様式6

※共同企業体を形成する場合は、これらのほか協定書（様式任意）を1部提出すること。

7 選考方法

1次審査として書類審査を行い、応募者の中から3者程度を選定し、2次審査として県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーションを行い、委託業者を決定する。応募者が3者以下の場合、1次審査を通過した全応募者プレゼンテーションを行うこととする。

2次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。詳細は、1次審査選考結果の通知の際に連絡する。

8 企画審査の内容

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- (2) 実行性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- (3) 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- (4) 妥当性（事業を遂行するにあたり妥当な積算であること）
- (5) 総合評価

9 スケジュール（予定）

- ① 企画提案書質問受付締切：令和6年5月9日（木）正午まで
- ② 企画提案書質問回答：令和6年5月10日（金）までに県HPに掲載
- ③ 企画提案書提出期限：令和6年5月16日（木）正午まで
- ④ 企画審査（プレゼン）：令和6年5月22日（水）午後
- ⑤ 委託契約締結：令和6年5月下旬

10 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁5階）

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課 交流推進班 内山

T E L : 098-866-2479 F A X : 098-866-2960

E-mail:uchiyamt@pref.okinawa.lg.jp

11 その他留意事項

- ① 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。
- ② 企画提案書の作成にかかる経費は、各社負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- ④ 質問等については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールによる質問（様式5による）のみ受け付ける。なお、質問者の会社・氏名等は公表しない。2次審査結果通知は5月下旬を目処に各応募者あてメールで行う。
- ⑤ 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- ⑥ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
- ⑦ 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- ⑧ 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。

〈沖縄県財務規則〉9（9）その他留意事項関連

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。